

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日規程第 49 号

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、学術情報の収集及び提供を通じて本学の学生、職員及び市民等の学習、教育及び研究に資することを目的とする。

(施設)

第 3 条 センターに図書館及び PC 学習室を置く。

2 図書館に本館のほか医学情報センター及び鶴見キャンパスに図書室を置く。

(その他図書室の運営)

第 4 条 センターは、木原生物学研究所及び附属市民総合医療センターが設置する図書室（以下「その他図書室」という。）の運営に関する事項を処理する。

(学術情報センター長)

第 5 条 学術情報センター長（以下「センター長」という。）は、センターの管理運営をつかさどる。

(学術情報センター副センター長)

第 6 条 センター長は、業務上必要と判断される場合、学術情報センター副センター長を置くことができる。

(学術情報センター運営委員会)

第 7 条 センターに学術情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターの管理運営に関することを協議する。

3 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

4 その他運営委員会に関する事項は、別に定める。

(部会の設置)

第 8 条 センター長は、当センターの管理運営に関し、専門的な事項を検討するため、時限の部会を設けることができる。

(委任)

第 9 条 センター長は、この規程に定めるもののほか、センター及びその他図書室の運営、利用に関し、必要な細則等を定めることができる。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 8 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 28 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規程第 28 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。